

洞爺湖プロジェクト 実施要綱

(目的)

第1条 静岡県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)は、2008年度5月から7月に静岡県下各地で開催される様々な環境イベント等でG8北海道洞爺湖サミット(以下「サミット」という。)の開催を広く県民に告知し、地球温暖化防止に向けての国際的な取り組みがさらに前進することを応援するメッセージを発信することを目的として、前記環境イベント等の主催者の賛同と協力を得て、「洞爺湖プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)を実施する。

(登録)

第2条 本プロジェクトはその趣旨に賛同し、登録した環境イベント等で構成される。登録の方法等は別に定めるが、登録にあたっては下記の条件を満たすことが必要である。

- (1)2008年度5月1日から7月9日までの間に実施されること(開始・終了の期日は問わない)
- (2)参加人数等が相当規模であるか、ないしは、画期的な意義をもつものであること

(登録イベント等主催者の責務)

第3条 本プロジェクトに登録した環境イベント等の主催者は、そのイベント等の中でサミットの成功を応援する旨のメッセージを発信するよう努めるものとする。

(事務局およびその役割)

第4条 本プロジェクトの事務局は、静岡県地球温暖化防止活動推進センターに置く。

2 事務局は登録の受付およびホームページやプレスリリース等を通じて登録イベント等の告知を行うほか、登録イベント等の開催・実施を支援する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に関し必要な事項は、静岡県地球温暖化防止活動推進センターが別に定める。

附則

この要綱は、2008年4月14日から施行する。